算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B_n　緊急防災基盤整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{12} ＝ 0.005

C_{13} ＝ 0.008

D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

E_{15} ＝ 0.006

E_{16} ＝ 0.003

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01286

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01796

E_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.01443

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01873

E_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.017

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B_n　緊急防災基盤整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{11} ＝ 0.001

C_{12} ＝ 0.006

C_{13} ＝ 0.008

D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

E_{15} ＝ 0.006

E_{16} ＝ 0.024

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01289

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01799

E_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

E_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.017